

塩を巡る情勢について

令和 8 年 5 月 14 日
財 務 省 理 財 局

地球温暖化対策のための石油石炭税の税率の特例等について

- 輸入塩に対する競争力を強化し、国産塩の供給を確保するという観点から、平成24年度以降、石炭に係る石油石炭税の温暖化対策のための上乗せ部分（670円/トン）が減免されている（本来1,370円/トン⇒減免後700円/トン。関連法案の成立により、令和11年3月末まで延長）。
- このような中、製造過程で多くのCO2を排出するイオン交換膜製塩では、業界として排出削減の取組を進めている。

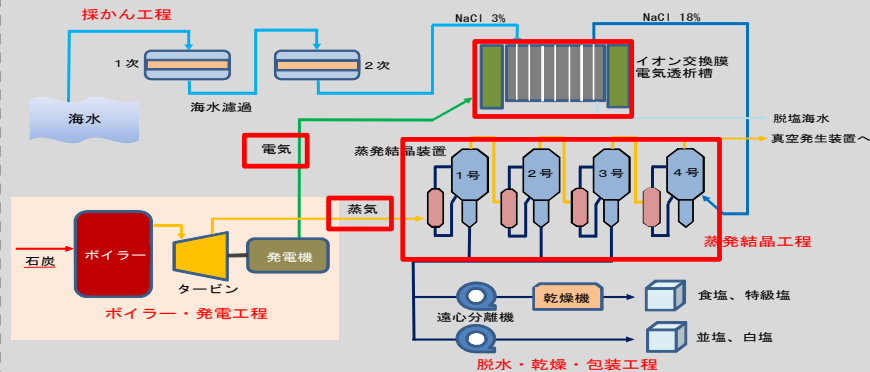
石油石炭税の税率（本則分＋地球温暖化対策分）

課税対象	本則分	温暖化対策分	合計
石炭	700円/t	+670円/t	1,370円/t

地球温暖化対策分の減免対象

- ① 苛性ソーダ製造業において苛性ソーダ製造用電力の自家発電の用に供する石炭
- ② イオン交換膜法による塩製造業において塩製造用電力の自家発電の用に供する石炭

【（参考1）イオン交換膜による製塩について】

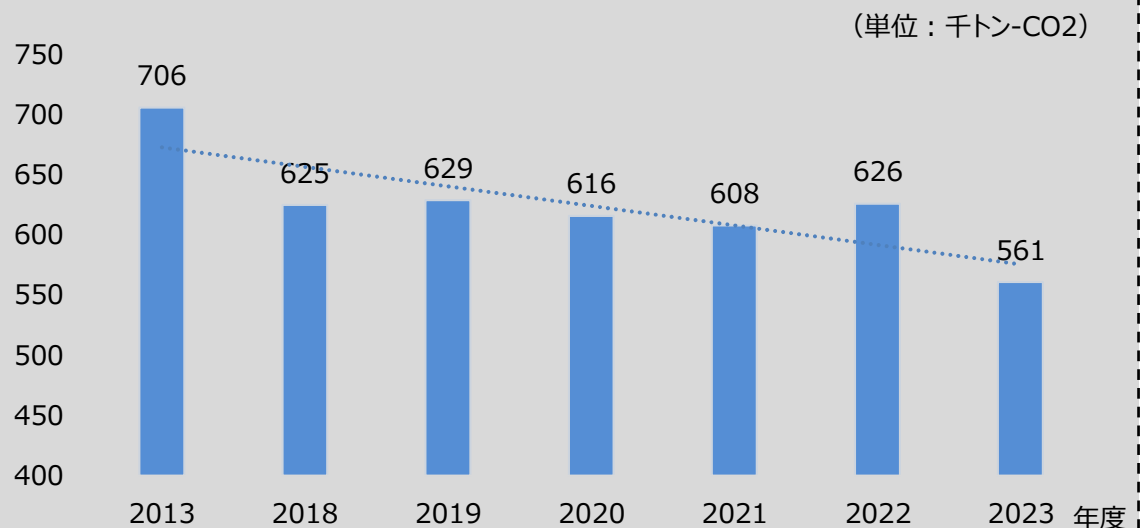


【（参考2）製造費用に占めるエネルギーコストの高さ】

製塩業界	製造業界全体
47.7%	4.0%

（注）経済産業省「2024年経済構造実態調査」を基に事務局で算出したもの

【（参考3）イオン交換膜製塩におけるCO2排出削減の状況】

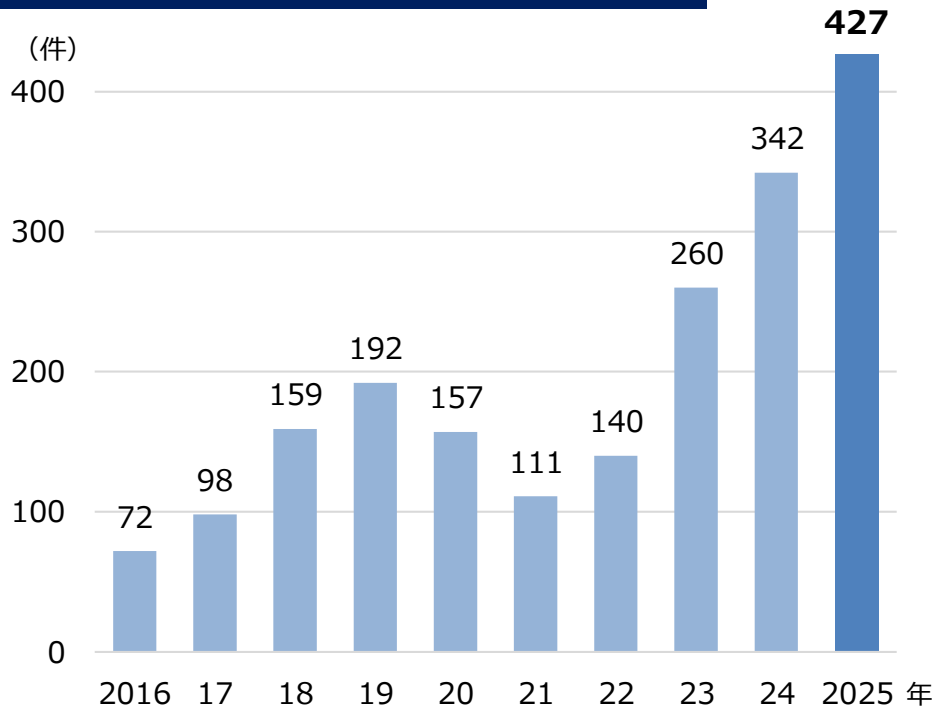


（注）省エネ法に基づき、経済産業局に報告している数値をベースに業界で算出したもの

塩製造業における人手不足の状況

- 帝国データバンクの発表によると、**人手不足倒産**は、2025年に427件発生し、年間として初めて400件を超え、**3年連続で過去最多を更新**している。
- 塩の製造工程では大量の海水を必要とし、**製塩工場の立地は海岸沿いに制限**され、工場の所在地は、県内の主要都市である県庁所在地に比べ**人口が少ない**。安定的な**労働力確保**に関しては**条件不利**な状況にある。

人手不足倒産の件数の推移（産業全体）



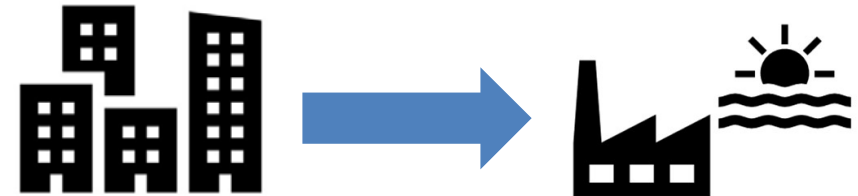
※「人手不足倒産」は、以下の3つの要素が組み合わさったケースを集計

1. 倒産の直接的な要因：従業員の離職、採用難、あるいは人件費高騰などにより、事業運営に必要な従業員を確保できなかったことによる事業継続困難
2. 倒産の規模：負債額が1,000万円以上
3. 倒産の形態：法的整理（破産、民事再生法、会社更生法など）による倒産

(注) 帝国データバンク「人手不足倒産の動向調査（2025年）」をもとに事務局作成

大手製塩業者の工場の立地状況（例）

県庁所在地から約70km（車で往復3時間程度）※の距離



※ 大手地図サービスを用いて、県庁と工場の距離等を計算。総務省の調査によれば全国的な往復の通勤時間の平均は1時間程度（首都圏・近畿地方を除く。）

工場所在地の労働力人口は少ない状況

	県庁所在地※	工場所在地※
総人口	約50万人	約6千人
労働力人口	約20万人	約2.5千人

← ×83
← ×80

※ 平成の大合併前の旧市町村単位での総人口、労働力人口

(注) 令和2年国勢調査（総務省）をもとに事務局作成

(参考) 塩事業の概要

塩事業の制度

- 塩事業法に基づき、良質な塩の安定的な供給を確保するため、必要最小限の範囲に限って、公的関与を行うこととされている。
- 具体的には、「塩需給見通し」の策定及び公表、塩の製造、特定販売（輸入）及び卸売の事業に係る登録制度、塩事業センターによる生活用塩の供給等の業務並びに緊急時対策等の必要な措置を講ずることで、良質な塩の安定的な供給の確保と我が国塩産業の健全な発展を図ることとされている。

(参考) 塩の重要性

- 塩は、体内でナトリウムイオン (Na^+) と塩化物イオン (Cl^-) の状態で存在し、体の機能を保つため、①消化と吸収を助ける、②細胞を保つ、③刺激の伝達といった働きをしており、人間が生きていく上で必要不可欠であり、代替品が存在しない。

(参考) 塩事業制度の変遷

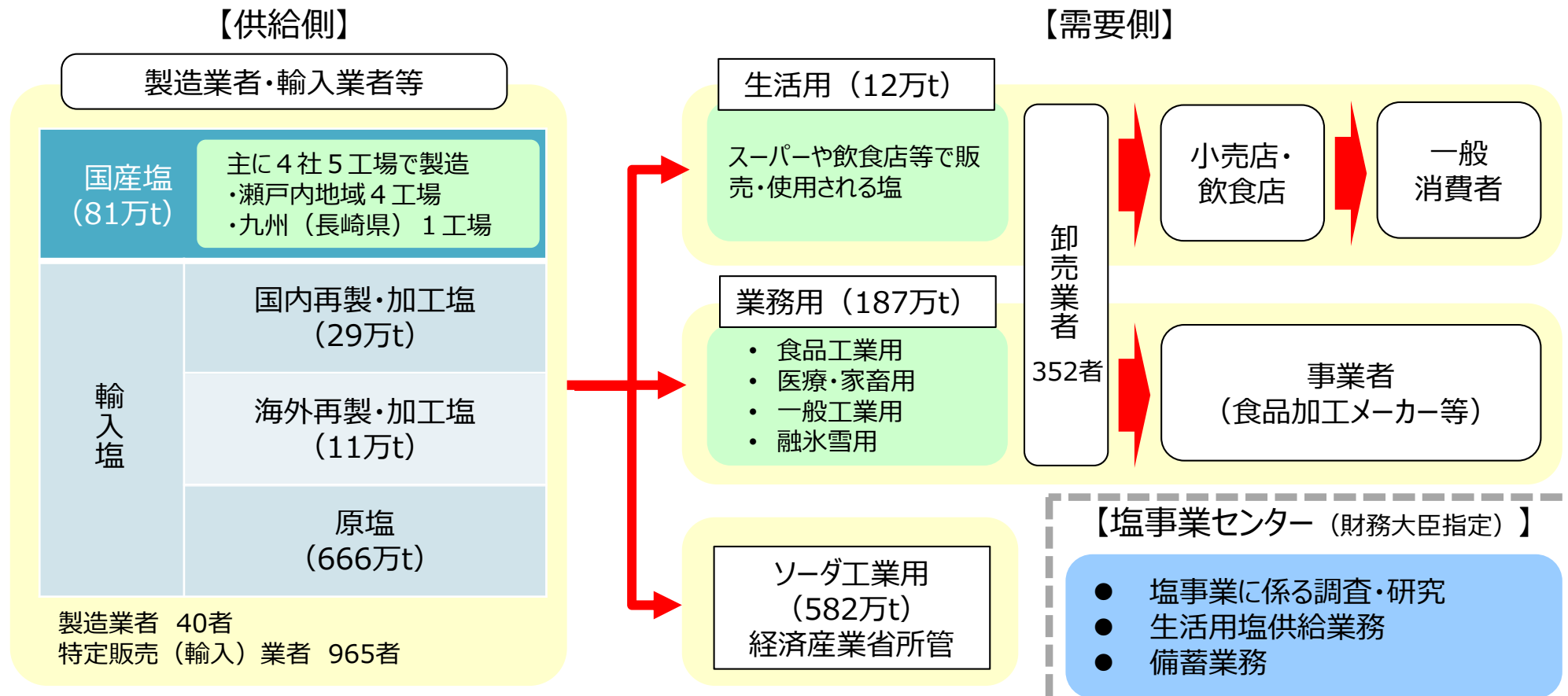
- 塩が生命維持に不可欠な代替性のない生活必需物資であること等の特殊性に鑑み、公益専売として専売制度の対象となっていたもの。平成9年に塩専売制度を廃止し原則自由化。

<参考>

明治38年 (1905年)	塩専売制の導入 (財政専売)
大正8年 (1919年)	公益専売へ移行
昭和24年 (1949年)	専売公社制の導入
昭和60年 (1985年)	日本たばこ産業株式会社が発足 (塩専売事業を承継)
平成9年 (1997年)	塩専売制度の廃止、塩事業法施行
平成14年 (2002年)	経過措置期間の終了により、原則自由の市場構造へ移行

(参考) 塩事業の全体像

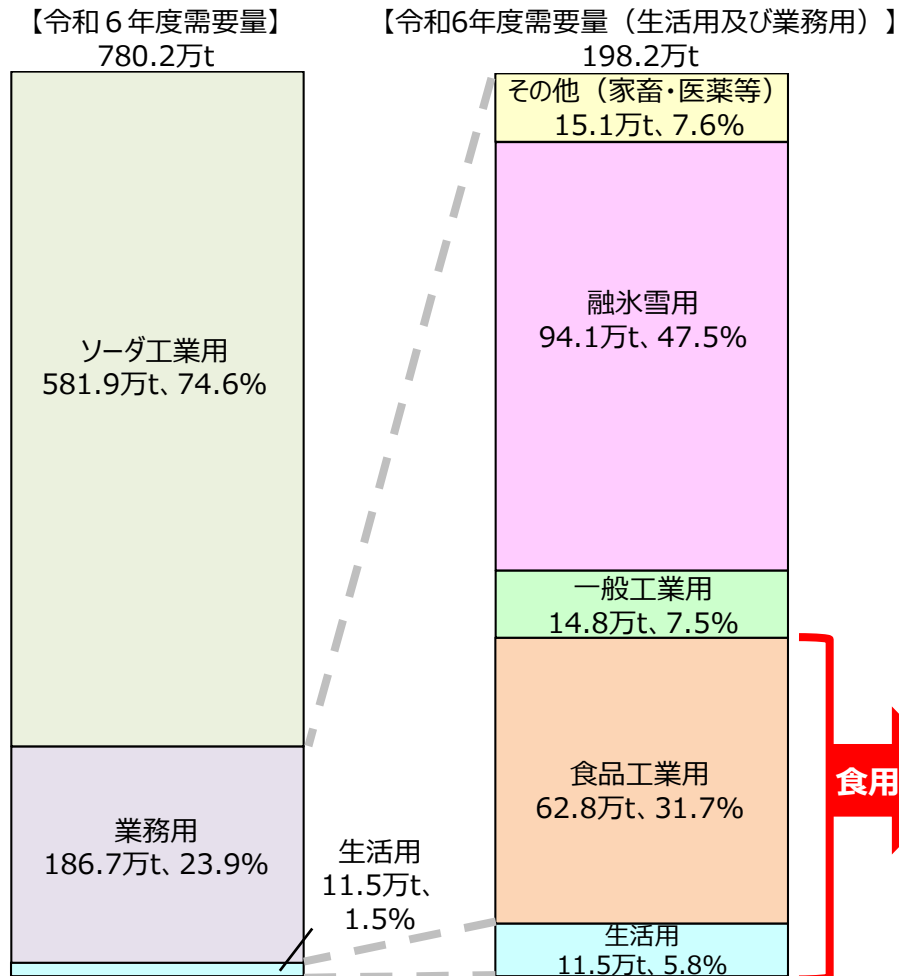
- 我が国の塩は、①海水を濃縮し煮詰めて製造した国産塩と②輸入した原塩やそれを再製・加工したものからなり、これらが、生活用や業務用といった各分野に卸売業者等を通じて供給。
- 塩事業センターは、塩事業法に基づき指定され、生活用塩供給業務の他、塩の調査研究や緊急時に備えた備蓄等を実施。



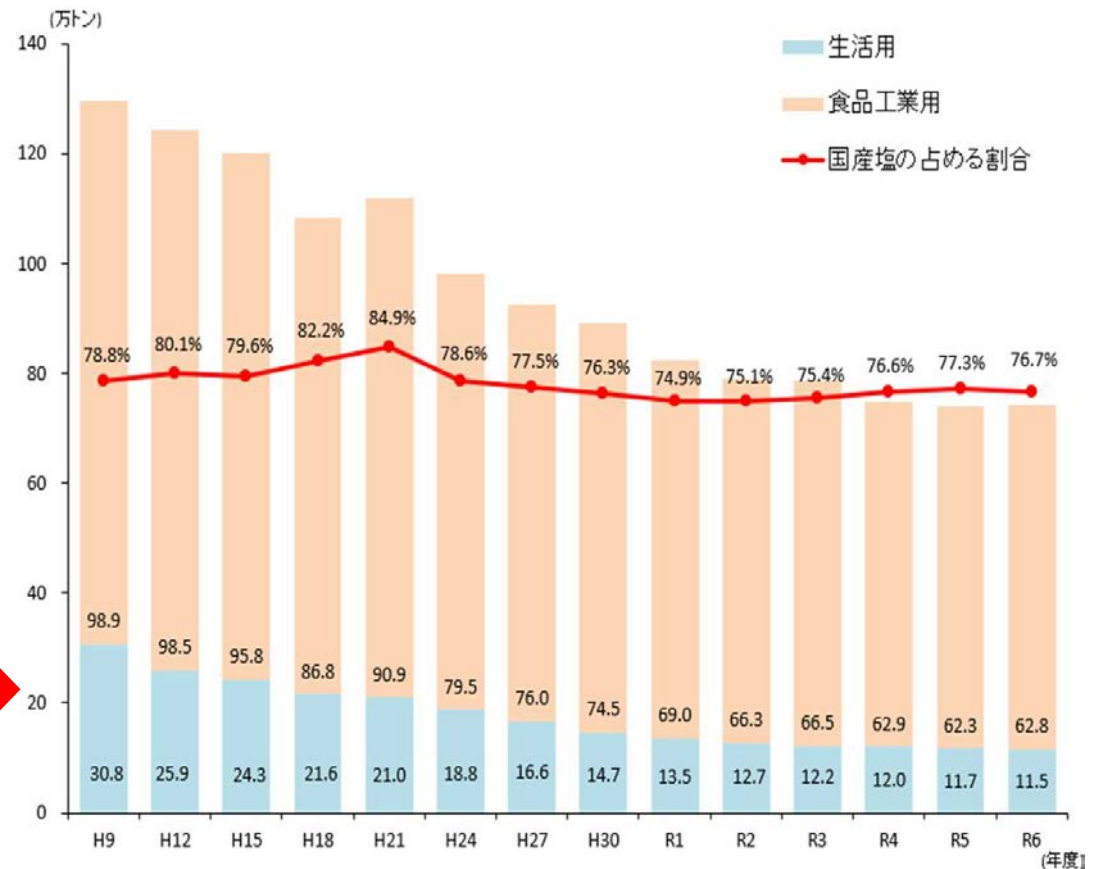
(注1) 需要量及び供給量は、「令和6年度塩需給実績」をもとに集計した値。
 (注2) 需要量と供給量は同一でないため、需要量の計と供給量の計は一致しない。
 (注3) 各業者数は、令和6年度末時点の値。

(参考) 塩の需要

- 塩の需要は、概ね800万トン前後で推移。大半は、ソーダ工業用で需要の約8割。
- 生活用や業務用のうち食品工業用を合わせた食用塩の需要は、消費者の減塩志向等により、総じて減少傾向。
- 塩は国民生活に不可欠な代替性のない物資であり、食料用の需要量程度は国内生産により確保されることが重要との考えのもと、食用塩の需要のうち国産塩が占める割合は、例年、概ね8割程度で推移。



【食用塩（生活用及び食品工業用）の需要量等の推移】



(注) 数値は「令和6年度塩需給実績」をもとに集計した値。